

Vol.67

今回は 資産税

相談事例 紹介

会員相談室

相談委員 松本 好正 (麻布支部)

電話相談
 受付 午前10時～11時50分
 時間 午後 1時～ 2時40分
03-3354-8520

事前予約
 面接相談・随時相談
03-5919-7157

住火災により死亡した場合の相続開始日と支払われた保険金、損害保険金の課税関係

事例 平成26年3月15日、一人暮らしであった甲の自宅から煙草の不始末で火災が発生し、家屋が全焼した。

甲は、救急隊に救助され病院でしばらく入院していたが、1週間後の平成26年3月22日に亡くなった。

甲は、全焼した家屋に火災保険を掛けていたことから、相続人(乙・長男)は、下記の損害保険金を受領したが、甲の相続税の申告に当たり課税の対象となる資産は、家屋(焼失)となるのか又は火災保険金請求権となるのか。

また、甲が亡くなった後、相続人である乙は、火災による近隣住民の建物一部損傷に対して、損害賠償金(見舞金)を支払ったが、支払った賠償金は、甲の相続税の申告にあたり債務控除の対象となるか。

損害保険金 3,200万円

(建物保険金2,000万円、家財保険金800万円、残存物取片づけ費用保険金200万円、損害防止費用保険金200万円)

回答 相続税は、原則として、人の死亡により、その死亡した人の財産を相続や遺贈(死因贈与を含む。)によって相続人等が取得した場合に、その取得した財産に課税される。

この場合において課税の対象となる財産とは、被相続人が死亡時に保有していた現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいう。

したがって、相続税の申告にあたっては、課税時期において被相続人が何を保有していたかということが重要なポイントとなる。

1 甲が家屋の焼失後に死亡した場合

(1) 相続税の対象

質問によると、甲が死亡したのは、家屋が焼失した後の平成26年3月22日であり、この時点において家屋は既に滅失してしまっているため、家屋が相続税の対象となることはありえない。

したがって、甲の相続税の対象となる財産としては、家屋ではなく、家屋が全焼したことを原因として保険会社から支払われる損害保険金が対象になると考えられるが、これについて検討したい。

(2) 損害保険金(建物保険、家財保険)について

前記で述べたとおり、相続税は被相続人が亡くなった時点(課税時期)において保有していた財産を相続人等が相続等により取得した場合に課されるが、本件では、相続開始時点において火災保険金支払請求権が発生していたか否かが問題となる。通常、損害保険会社から支払われる保険金の額が具体的に確定するのは、建物の火災焼失後、損害保険会社内の事務手続きを経た一定期間後で、実際に保険金を受け取るのは、それ以後になると思われる。

ただし、支払われる保険金額は、保険契約の内容(全焼であればいくら、半焼であればいくら支払う)によって決まっているはずであり、それは鎮火後の状況によって確定することができる。

本件に当てはめると、甲は、建物の焼失後1週間後に亡くなっているため、相続開始時点において、火災保険金支払請求権は発生していたと解することが相当と考えられる。

具体的に相続人が保険会社から支払われる保険金の額を知ったのは、損害保険会社の事務手続き終了後、相続人に保険金額を支払う旨の通知があった時であったかも知れないが、保険会社の事務手続きが完了した時点をもって、支払

請求権が発生したとするのは相当ではなく、具体的な請求権は、鎮火後に既に発生していたと考えるべきと思われる。

したがって、質問の場合には、火災保険金支払請求権が相続税の課税の対象になるものと思われる。

ちなみに、資産の損害に対して受け取る損害保険金は、所得税法上は非課税とされているので、甲が取得したと考えられる火災保険金請求権について、所得税は課されない(所法9①十七)。

なお、本件と直接関係あるわけではないが、被相続人に対して不法行為による生命侵害があった場合において、その遺族がその生命侵害に基づいて支払いを受ける損害賠償金は、相続税の課税価格に算入しないとする個別通達がある(昭和57年5月17日直資2-178「相続税法基本通達の一部改正に伴う相続税等関係事務の運営について」(事務運営指針))。

(3) 費用保険(残存物取片づけ費用保険、損害防止費用保険)について

残存物取片づけ費用保険、臨時費用保険金などの費用保険金とは、いわば損害保険金の外枠で支払われるプラスαの保険金であり、残存物取片づけ費用保険とは、損害を受けた保険対象の残存物の片づけに要する費用で、実費分を補填するための保険をいい、損害防止費用保険とは、消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用や消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用等で実費分を補填するものをいう。

これらの費用保険は、いずれも実費を限度として支払われるものだが、具体的な保険金額が決まるのは、火災後、実際に支払った費用の金額が確定したときであり、甲の生前中に具体的な金額が確定していたとは考え難いため、相続開始時点において請求権が発生していたと解することはできない。

なお、これらの費用保険についても前記(2)と同様、資産の損害に対して受け取る損害保険金と考えられるので、相続人である乙が保険金(費用保険)を受領しても所得税は課されない(所法9①十七)。

(4) 近隣住民に対する損害賠償金(見舞金)について

近隣住民に対する損害賠償金(見舞金)が債務控除の対象となるか否かは、相続開始時点において法的確定債務が生じていたか否かによって決まる。

失火については、仮に甲(被相続人)に失火の原因があったとしても、重過失の事実が認められない限り、近隣住民に対し損害賠償責任(見舞金)を負う必要はないとされている(失火責任法)ので、支払った時点が何時であったかにかかわらず債務として計上することはできない。

したがって、相続開始時点において損害賠償の原因は、生じているのが一般的には、債務控除の対象とはならない。

ただし、質問によると、火災の原因は甲のタバコによる不始末であったということから、場合によっては重過失と認定される場合もあり、そうすると損害賠償義務が相続開始時点において発生していたと考えられ債務控除の対象になるとと思われる。

(参考・失火の責任に関する法律)

民法第709条の規定は失火の場合にはこれを適用せず。但し失火者に重大なる過失ありたるときはこの限りにあらず。

2 甲が家屋の焼失前に焼死してしまった場合

質問の場合には、甲が亡くなったのは建物全焼後であるが、甲の亡くなったのが特定できない場合、例えば、鎮火後の焼失跡地から甲の焼死体が発見された場合などは、甲は、家屋の火災

中に死亡したとみるのが相当である。

このような場合には、相続税の課税対象は、保険金請求権ではなく建物と考えるのが相当であり、その場合の相続税評価額は、建物が普通の状況にあった価額(その年分の固定資産税評価額)ではなく、焼失した状態での家屋の価額(時価、したがってほとんどゼロに近い)になると思われる。

一方、甲が既に死亡していることから、火災保険金は、相続人(乙)が受領することになるが、この受領に当たっても火災保険金は非課税とされている。

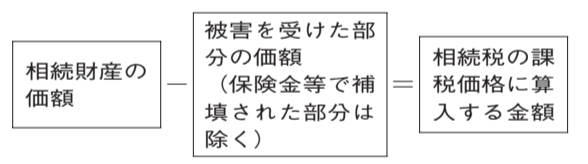
3 災害減免法の適用

なお、相続等により取得した財産が、その後(申告期限前と申告期限後が考えられる)、災害(火災)によって被害を受けた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときには、相続税が減免される。

(1) 法定申告期限前に被害を受けた場合(課税財産の価額が減額される場合)

相続税の申告期限前に被害を受けた場合で次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とすることができる(災害減免法12①)。

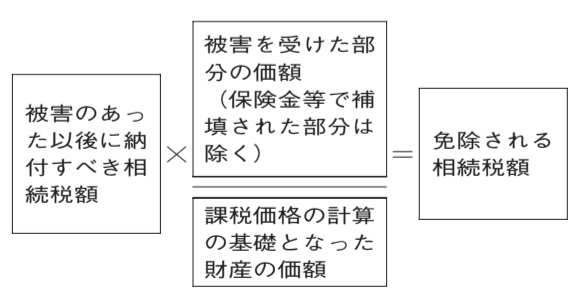
- ① 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額(債務控除後の価額)のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
 - ② 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
- (注) 動産等とは、動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除く。)及び立木をいう。



(2) 相続税の申告書の提出期限後に被害を受けた場合(税額が免除される場合)

相続税の申告期限後に被害を受けた場合で次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、次の算式により計算した税額が免除される(災害減免法11①)。

- ① 相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額(債務控除後の価額)のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
- ② 相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。



注) 内容は、平成26年4月1日現在の法令等に基づいています。
 本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。